

今後の国立大学附属病院施設の在り方に関する調査研究協力者会議の 運営について

令和 8 年 6 月〇日
今後の国立大学附属病院施設の在り方
に関する調査研究協力者会議決定

1 趣旨

「今後の国立大学附属病院施設の在り方に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

2 会議の公開

会議は、原則として公開するものとする。ただし、審議の円滑な実施に影響が生じるものとして本会議において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。

3 会議の傍聴

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部計画課整備計画室（以下「事務局」とする。）の定める手続きにより登録を受けなければならない。
- (2) 前項の登録を受けた者（以下「登録傍聴者」という。）は、主査の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
- (3) 登録傍聴者は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続きにより申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
- (4) 登録傍聴者は、第 2 項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
- (5) 主査は、登録傍聴者が、第 2 項の許可を受けず、若しくは第 3 項の規定による事務局の指示に従わずに会議を撮影し、若しくは録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、当該登録傍聴者に退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

4 議事要旨の公開

会議の議事要旨を作成し、公開するものとする。

5 会議資料の公開

会議資料は、原則として公開するものとする。ただし、審議の円滑な実施に影響が生じるものとして本会議において非公開とすることが適当であると認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

6 その他

上記に掲げるもののほか、協力者会議の運営に関する事項については、本会議において決定するものとする。